

求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

1 目的

社会福祉法人北海道社会福祉事業団（以下「法人」という。）は、求職者や実習生等（以下「求職者等」という。）の人格と尊厳を尊重し、公正かつ安心して求職活動、インターンシップや実習などその他の求職者等の職業の選択に資する活動（以下「求職活動等」という。）を行うことができる環境を確保するため、求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針を定めます。

2 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントは、法人が雇用する労働者による求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることをいいます。

なお、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるほか、被害を受けた方の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、当該者に対する求職活動等におけるセクシュアルハラスメントも対象となります。

3 禁止行為

法人は、求職者等に対する次のような行為を禁止します。

- (1) 性的な冗談、からかい、発言
- (2) 性的な内容の質問
- (3) 容姿、身体的特徴、性的指向、性自認等に関する不適切な言動
- (4) 交際や食事等の執拗な誘い
- (5) 性的な関係を求める言動
- (6) 性的な画像、動画等の表示
- (7) 身体への不必要な接触
- (8) 採用選考や実習評価等と引き換えに性的な要求を行うこと
- (9) その他、求職者等が不快と感じる性的な言動

4 法人の責務

法人は、求職者等の人格と尊厳を尊重するとともに、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 採用担当者及び管理職に対する教育・研修の実施
- (2) 相談窓口の設置及び周知

- (3) 相談者のプライバシーの保護
- (4) 相談又は申告を理由とした不利益取扱いの禁止
- (5) 事実確認及び再発防止措置の実施

5 相談窓口

法人は、次のとおり相談窓口を設置し、相談を行った求職者等（以下「相談者」という。）の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うよう努めます。

【相談窓口】

担当部署：法人事務局総務部

電話番号：011-271-5531

メールアドレス：h-soudan@dofukuji.or.jp

6 不利益な取扱いの禁止

法人は、相談者及び事実関係の確認に協力した者に対し、相談等を行ったことを理由とする不利益な取り扱いを一切行いません。

7 厳正な対処

法人は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに該当する性的な言動を行った者に対して、速やかに事実関係を確認した上で、就業規則その他関係規程に則り、懲戒処分を含め厳正に対処します。

令和 8 年 9 月 30 日制定



社会福祉法人
北海道社会福祉事業団